

1. 件名：浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改定）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年3月24日 15時30分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

雨夜上席安全審査官、角谷管理官補佐、宮本管理官補佐※、
片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、上原安全審査専門職※、
土居安全審査専門職

中部電力株式会社：

原子力部 品質保証グループ グループ長、他12名※
東京支社 原子力グループ 課長、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う原子炉施設保安規定審査 コメント反映整理表
- (2) 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁ミナカワです。それでは時間になりましたので、ただいまより浜岡原子力発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:21	はい。中部電力盛でございます。お時間取っていただきましてありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。
0:00:29	早速ではございますが、前回いただいているコメントにつきまして本日の資料の方を用意しておりますので、こちらの資料に沿ってご説明させていただきますたいと思います。
0:00:41	では中部電力、松岡から説明させていただきます。よろしく願いします。
0:00:47	遠藤マツオカです。説明資料の方からさせていただきます。資料の方でございます。まず資料①といたしまして、コメントは家入城の方を用意してございます。
0:01:02	また、資料2といたしまして、終わって、変更認可申請書の補足説明資料の方をご用意してございます。こちらの資料に則りまして説明をさせていただきます。
0:01:13	それではまず、コメント施工の方からご確認ください。
0:01:17	4ページにわたってコメント等を述べております。四、五、3までがですね前回の実績の反映でございます。
0:01:25	3月18日のヒアリングまでで、業績について黒塗りしてございます。
0:01:32	またその18日にですね新規でいただいている久米の方、4分の4ページに記載してございます。3番29から34でございます。
0:01:42	こちらはですねそれぞれのPYTHONに合わせてですね、確認させていただきますたいと思います。
0:01:49	それでは早速、ナンバー29の方から回答させていただきますたいと思います。
0:01:55	こちらに関しましては、必ず評価の更新等に対する効果について、市内とかすると、JANSI原発等が手続きをすること、また、JANSIの活動でしっかり弓削より、
0:02:08	サイエンス本部だけ説明することというコメントについての愛甲でございます。
0:02:13	サイトウにつきましては、補足説明資料、
0:02:17	1ページをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	それで一番バランス評価機能について、記載のほうを、プロコメントの前に修正をさせていただきます。
0:02:28	ちょっと読み上げさせていただきます。1.1、課題といたしまして、
0:02:34	次のマネジメントレビューや不適合管理とリレーショナル活動を総括し、給食安定血症と主要な業務計画である業種統計の取りまとめと並列さし、
0:02:48	4及び方向対応。
0:02:50	対や、
0:02:52	エネルギーとの対応、経営主体の、
0:02:56	もう運営総括する。
0:03:00	松谷加古委員。
0:03:02	一般理由が、そこで文書としている。
0:03:05	また、PMSが業務で、伝達とJNESが業務である、選書の分
0:03:11	を分析を2019年において、
0:03:15	そういう横断的な実験実習費取ったのかな。
0:03:22	発電所のガバナンス機能が分散されているってことを課題として改めて記載させていただきます。
0:03:28	それ、評価方針につきましては、1.2.25に記載させていただきます。
0:03:34	発電所の運営、過去BSが業務を含む総括に関する業務を行う総括参加と経営訴訟パソ（9）営推業務の総括に関する業務を行う。
0:03:45	臨床FLIPを同一の方に対して、
0:03:48	総括、迅速総務部長の求め、
0:03:51	制度運営及び調達の総括に関する業務をすることにより、マネジメントレビューや発電所の事故分析等で駐車課題点について、原則にギョウシュと経験反映するとともに、
0:04:04	サプレッション審判に行い、
0:04:06	別のタイムバス運転手体制とするいたしました。
0:04:11	そのようにですね、ちょっと発電所です経営層がどのように、
0:04:16	振り分けられたとして、経営月内活動によっても、そういうのをですね統合することで、ばらつくのが、
0:04:25	評価できるような形になっていることを示させていただきます。また前回の資料でですね、疼痛として示しておりました添付1-1につきましては、フィールズが印刷を特化した記載でございますので、この資料から今回出動させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	ただ、こちらについてのプリをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
0:04:51	規制庁ミナカワで説明ありがとうございました。
0:04:55	すいません。ちょっとまだついていけないんですけど、補足の補足資料の、
0:05:03	ごめんなさい資料②いて、
0:05:06	変わったところはどこかという、前回の
0:05:12	スキーム。
0:05:13	1枚の本ちいのところLower。
0:05:17	QMSがいの活動を示していたので、それは削除しましたということで、
0:05:24	あれ、1ページ、資料②-1ページで何が変わったかという、
0:05:32	あれですか、業務内容ここに書かれてた業務内容ってあんま変わってないと思うんですけどそれをQMSない。
0:05:40	業務とQA数。
0:05:42	QMS外業務を明確にしましたってことなんでしたっけ。
0:05:49	中部電力本店はそうかです。多分そうですねここについては、コメントを踏まえまして、QMS内外のですね仕事というのを、それぞれ意味をいたしました。
0:06:00	また、それに合わせまして、日期的に記載のですね若干修正をしてございまして、QMS内活動である、マネジメントレビューですねそういうものも含めて、通常の改善をですね、牽引するという体制ということで、経営の再活動においても、今回の組織改正がですね、改善に繋がる
0:06:20	をさせていただきます。
0:06:23	以上です。
0:06:28	規制庁皆川です。だからあれですかね、結局結論としては今回の組織改定で、
0:06:38	当初から多分説明してたと思うんですけど、1.1. 2、対応方針と期待する効果の
0:06:47	3行目ってことなんですかね、マネジメントレビューイヤーっていうところ、ここを迅速に反映するとともに、確実な進捗管理を行えるような、
0:06:58	体制等できると思いますと、それが期待する効果ですってそそういうことですかねここはだから従前の、
0:07:07	説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	からなんですかね。
0:07:11	あんまり変わってなくてどうそういうことでしょうか。
0:07:18	安孫子マツオカです。一方、このようなご理解で結構だと思います。よろしくをお願いします。
0:07:26	あ、規制庁ミナカワで佐野とりあえず現状はわかりました。
0:07:32	はい。私からは、この点の確認は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。
0:07:42	宮尾ですけど、いいですか。
0:07:44	葉山さんどうぞ。
0:07:47	内容は理解しました。だからあれですかね前回は下、
0:07:54	それがついてたのは発この手紙っていうかそのkm外の班活動だったので、今回外しましたっていうのは理解したんですじゃ、
0:08:04	QMSの内の活動で、図を書くまでもなく、もうここの1.1. 2の、
0:08:12	下の三行かな、ここがもう
0:08:16	ここが改善点なので、まずを書くというよりは文章で明確に記載しましたということなんですかね。
0:08:25	中部電力本店の松岡です。そのような理解でございます。こちらで失敗してる通りですがマネジメントレビューですとか、分析等ございますが、データ分析も、
0:08:39	それらの設計の活動としてございまして、これらっていう、これはプロセスがですね、組み合わせるように、そういうのが一つの部長のもとで行うことにより、
0:08:50	伸びの争点、タイミングですとかそういうもの、また進捗確実な進捗管理というのができるというところを、今回の
0:08:59	期待する効果を伝えてございます。以上です。
0:09:04	規制庁深山ですけどはい了解しました私からは以上です。
0:09:09	はい。他、よろしいですかね。はい、じゃあ引き続き説明をお願いします。
0:09:17	中禅寺湖本店のマツオカで、引き続き説明させていただきます。
0:09:21	続いてはですね、No.の 30、3132 かかる北井の、
0:09:27	説明でございます。
0:09:31	都市ノーマルにですね、3 ページの方ご覧ください。
0:09:37	3 ページ、下段のですね下を学期以降のところ、対応してございます。まず、ナンバー30 といたしましては、構成管理プロセスをエンジニアリング特集に分割するリスクに対する対応策が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:50	リスクの低減にどのように移さるかを、実施方法に変え締結支援することと ございます。
0:09:56	こちらにつきましては、この3ページから4ページでまして、17、立地 差を具体的に挙げそれに対する対応のところを記載してございます。
0:10:08	続きまして、31ですね、こちら、構成管理を支援するインフラ基盤につ いてにつきましては、この後ご説明をさせていただきます。議事の中で 触れさせていただきます。
0:10:20	また、32番、別に単純にエンジニアリング途中の指針改定により、設備 が広がるでしょうに対する、
0:10:32	対応設備をすることにつきましては、技術さんのところでお伝えさせて いただきます。
0:10:37	それではこちらの記載についてちょっと説明させていただきます。
0:10:42	3ページをご覧ください。
0:10:44	まず、別紙として挙げているものが、構成管理に関する講座経験の喪 失、あんな経験の添文献になります。
0:10:53	それではですね、前回の資料から変わっている清といたしましてはまず 別として、新たに成立したというところがございます。
0:11:02	パッケージが3ページの下段ですね、その実施に対してはこの下設置をして ございます。
0:11:09	このリスクに対しては、エンジニアリングの要因による検討報告等の現 場確認や、
0:11:17	実機設計における保険で計器保険の計画等を布田より、
0:11:27	原料設備の状態を把握する機会の充実、また補正分の要員は、こちらの 有効性評価にいて、
0:11:34	別位置を、
0:11:36	法に基づいて検討する業務を行い、
0:11:39	設備間瀬原発でしょうか。
0:11:42	大塚様にですね、これらにより安全率、
0:11:46	データに関する広範な経験、損失率を低減するというふうにしてござい ます。
0:11:53	ベースについてせますと、電話としては、一般の業務一つや連絡票も増 えてございます。
0:12:02	こちらは、縁部よっぽ補修業務を行う部署を運搬することで、それぞれ の部署の健康調整や連絡が見込まれることにより、則れそれが、
0:12:13	本のミスがしております。そのリスクに対しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:18	設計調達や保守業務を計画、及び一元的に管理する市長支援データベースを整備済みであることに加え、それらを安全的と、
0:12:30	3人から賃料監視を行うことにより、副主幹の調整や計画の増加による基本のプレイリスト低減するとしてございます。
0:12:40	三つ目、技術の3でございます。こちらにつきましては、募集パックの新旧設備のために、セールス番号、データを挙げてございます。
0:12:49	今回の組織改定につきまして、保守中から参加が集約されることで、主務が増加することにより、
0:12:59	中国員が担当する設備に当社が、
0:13:02	サイショは増加して率管理が低下するリスクとして挙げてございます。
0:13:08	このリスクに対しては、職員こそ担当する範囲の内容、
0:13:14	場を構成するグループを設置すると。
0:13:18	体制をする、新設の増加により、
0:13:24	平時30が1と提言するとしてございます。こちらNo.30から丹治にかけての回答でございます。
0:13:32	また、こちらですね、前回のヒアリングにおきまして、
0:13:37	鳥栖市もう現場ウォークダウンを、
0:13:42	その他、保全の有効性に関する部分について、例えば指針の方に、そのように明記してっていうちょっとセメントしていけばどうかということ
0:13:52	示唆をいただきました。それに関してはですね、こちら全般ヒアリングの中でご説明させていただいて物については、頭を安定の/Cの方で、明確にして積算するものでございますので、
0:14:08	全般的にですね、あえて記載する必要はないと判断しておりましてそこまでの記載が、今回の新発でございます。こちらの方に書いていることにつきましては確率指針に記載してですね、実施する事項でございます。
0:14:23	はい。ここについての説明は以上でございます。
0:14:27	ご確認よろしく願いいたします。
0:14:30	規制庁ミナカワで説明ありがとうございます。ちょっと確認ですけども、
0:14:37	まずちょっと簡単なほうからなんですけど、資料02の4ページですかね。李救うさんのところ、
0:14:48	保証部各課が所掌する設備の増加による品質管理の低下ってことで、これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:57	保守部、原子炉課だったり、タービン課だったりっていうのが、電気と機械ですかね、それに集約されるっていうことで生じる。
0:15:09	考えられるリスクのことだと思うんですけども、このリスクに対しては手にパラメで、考え方が書かれてるんですけども、
0:15:20	このイメージは、基本的に、これまで原子炉カーだったり、原子炉関係機械だったり、タービンだったり、電気計装とか、
0:15:32	それぞれ、
0:15:34	各原子炉施設の設備、設備分類っていうかね、それに対して担当がある程度
0:15:42	課が割り振られてることだと思うんですけども、例えば今回の機械関係の方と、あと電気計装関係の課についても、その下の中で、
0:15:54	それぞれある程度その所掌を、
0:15:59	設備ごとっていうんすか。それをグルーピングして、
0:16:03	担当するようなそういう体制を構築することを考えてるってそういうふうに理解すればよろしいでしょうか。
0:16:12	中電工本店の松岡です。今はそうですね。
0:16:16	ご発言いただいた通りのイメージで、家の中にですね、グループ Line で設定する予定で検討してございます。
0:16:25	浜岡の方から補足ございますでしょうか。
0:16:34	中部電力分、森山です。先ほど松岡からありました通り電気計装が一関係につきましても、社内電源のラインですとかそういったような、
0:16:46	今はいいですけど、
0:16:49	分類にてグループを構成する予定であります。以上です。
0:16:59	規制庁皆川です考え方はわかりました。ちなみにちょっと教えていただきたいんですけども、この何ていうんすかね。
0:17:09	もしこの体制に変更した後の話なんですけど、その下の中のグループとかそういうのが、その実際に決まって実施をしていく。
0:17:23	にあたって、こういうのっていつぐらいのタイミングで決まったりするもんなんでしょうか。
0:17:36	すみません、中部電力浜岡の進藤でございます。質問のご趣旨は、
0:17:46	は、我々が正式に決めるのは保安規定が正式に認可されてからっていうところになるうかと思いますが、それを答え。
0:17:57	てるでしょうか。皆川です保安規定が認可されて、その体制に移行すると思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:03	その体制に移行する前に多分事業者の中で、こういう体制にして、その申請後の、
0:18:11	認可された後囊体制で実施をしていくっていう、
0:18:16	多分それは事前に決めて食うんだと思うんですけど、
0:18:19	今現在ではまだその何ですかね、家の中のグループとか、多分そういうのは、木食う、今聞ってる限りだとまだ決まってないのかなと思ったんですけど。
0:18:30	そういうのはいつぐらいに決めていくんでしょうかっていう、そういう質問です。
0:18:38	はい。中部電力浜岡の新藤でございます。もうすでにですね、保安規定を申請する段階で、社内的には、
0:18:48	各グループどのような配置にするかっていうのは目でございます。
0:18:54	以上です。
0:18:56	規制庁ミナカワあ、わかりました。社内の中の話だと思いますけれども、今現状をここに考え方の記載があるように、
0:19:06	ある程度、それぞれの機械だったり、あとは電気計装だったりっていうその各課において、
0:19:14	ある程度その設備をグループ単位に分けて、それぞれ偉い多く、
0:19:20	みたいな案っていうのを事業者の中でもうすでに考えていると、そういうふうに理解すればよろしいですか。
0:19:31	中部電力山賀の新藤です。その理解で間違いございません。
0:19:36	規制庁ミナカワ t h e 了解しました。
0:19:39	それと、
0:19:42	リスク 1、3 ページのリスク一位のところなんですけど、
0:19:47	ちょっとここがまだ個人的にはちょっとふわふわしてて、理解がちょっと追いついてないところがあるのでちょっと教えていただきたいんですけど。
0:19:58	まずリスク 1 の 3 ページ目の、
0:20:03	2 パラ目なんですかね、このリスクに対してはっていうところなんですけど。
0:20:08	系統数エンジニアリング部の要因による M A C C S 系統性の確認等の現場確認等、あと後の波及的影響検討の際の、現場ウォークダウンっていうのはわかるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:23	ここで受けて統制の確認等の現場確認っていうのは、すいませんかどうか。こういうものを指すのかってまず説明してもらってもよろしいでしょうか。
0:20:36	はい。中国電力幅野都築と申します。
0:20:40	はい。系統性の確認っていうのは二つ意味があると思っています。
0:20:45	本図は、安全システム管理課がこの系統状態精度を把握してることを日常的に監視するといったところで、こちらの現場を確認する際に、現場も行ってちゃんと見ましようと言ったって、
0:20:58	もう一つは設計調達課の方で障害事業者検査をする、その時で性能確認をするといったところの、
0:21:06	構成にしまして、現場に任せきりじゃなくって設計部署が検査までするといったことを考えてこちらの記載をしております。以上となります。
0:21:19	規制庁皆川です。
0:21:22	あれでしたっけ。今
0:21:25	今日の資料でいうと、
0:21:29	添付資料の1-4ですかね、106条。
0:21:37	保安規定の施設管理のところ、
0:21:40	の担当割りつけの表があると思うんですけど、
0:21:46	やはり今おっしゃってたのは、例えば使用前とかの話だと、
0:21:58	一番最後のページですか、106条の4。
0:22:02	使用前事業者検査の実施で今は、
0:22:06	設計調達課、変更後の話ですけど、
0:22:10	設計調達課、
0:22:14	実
0:22:15	な、
0:22:16	いるので、
0:22:21	ここの話を今、後段の方でおっしゃってたってそういうことでまずいんでしたっけ。
0:22:27	はい。燃料工場の部分に関してはその通りでございます。規制庁皆川です。わかりました。前段の部分は、これでいうとどこの部分さしてでしたっけ。
0:22:56	原本。
0:23:24	中部の本店のマツオカですデータ部分に関しましてはですね、そうなってですね安全検証すること等でございます。
0:23:36	浜岡から補足ございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	中部電力のスズキれず、
0:23:45	はい。今の表で言います 106 条の表で言いますと、106 条の、
0:23:52	ごめんなさい、2 ページの、
0:23:55	6.1 (3) 状態基準保全、
0:24:03	系統トレンド 2 の②番ですね系統当年度に応じた状態監視をいかにするか決定することを踏まえて安全システム管理かといったところでありまして、
0:24:15	こちら辺のところ、市の未了的な、
0:24:19	精度管理での安全システム管理課がオーナーになってやるといったところでございます。
0:24:27	以上となります。
0:24:29	規制庁皆川です。
0:24:33	ちょっと詳細はもう 1 回ちょっとこの 106 条の施設管理の割り振りとか見て確認したらいいと思うんですけど、あれですかねだから今、事業者の説明を聞いている。
0:24:47	限り思ったのは、いやこの案規定の施設管理の担当の割り振りにおいても、
0:24:57	従前の通り、
0:25:01	設計と保全、
0:25:05	の枠組みをこう分断したとしても、ちゃんとその設計、
0:25:11	に関するフィードバック、そこデータ経験とかそういうフィードバックが保全に反映され、
0:25:19	逆を言えば、保全の実施の経験だったり、そこでえたトラブル経験とかそういうのも踏まえて、
0:25:27	設計に反映するようなスキーム。
0:25:32	そういうところについても、念頭にこの施設管理の、何ていうかね、割り振りとか、そういうのもちゃんと検討しています。
0:25:43	そういう説明に今聞こえたんですけど、そそういう理解でしょうか。
0:25:54	中部電力の都築でございます。エンジニアリングと補修を分けたことによってそちらの加工の頭でかちになって、そういうことが損なわれないようにという手当をした。
0:26:06	ことで、今皆川さんがおっしゃられたような効果がある。
0:26:11	いうふうに繋がってそれが予防できるリスクに対応できると考えて組織を構築しています。はい。
0:26:19	規制庁皆川です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:21	考え方はわかりました。大きくりの考え方って意味なんですけど、
0:26:29	そそれであるのであれば、何かもう少し、
0:26:33	この三瓶G、
0:26:35	もうR I S特にこのリスク一位で、事業者もう、
0:26:42	当然メリットがあって今回変えるっていうのは前提なんですけど、事業者、今までの話を聞いている限りでは、
0:26:49	正しい当然メリットがあって一方で現行の体制から変えることによって、こういうデメリットもあります。
0:26:56	このデメリットを変えるにあたっては、
0:26:59	こういう取り組みを考えてますって今書いていあるっていうのは理解はしてるんですけど、もう少しその、
0:27:09	例えば今少し話の出た施設管理の中で、こういう考え方で、
0:27:15	担当を構築してみたいな、そこら辺少し、少し具体的に、
0:27:21	取り組んでる内容を書いてもらった方が、そのスキームなりそういうのもそうなんですけど、書いてもらった方がいいのかなと思ったんですけど。
0:27:30	いかがでしょうか。
0:27:37	中部電力は今、佐田伊佐。
0:27:41	イベントの趣旨ですけれども、やってることではここに書いてある通りなんですけど、それを106条の分類の中で、
0:27:52	大洲整理せよということでしょうか、少しちょっと論点がリスク1年、1として挙げているのは、サイトウがありますとね広範な経験の創出と。
0:28:03	いうところで各個人の本質、力量に、
0:28:06	少し着目したリスクというところでもともと書いておりますので、106条の中でうまく
0:28:15	方針のエンジニアが、
0:28:18	きちんと分担してB D Cがバーツというねっていう整理だと、ちょっとここに書いてるとは思わない部分も出てくるんですけど、すいませんもう少しちょっとどういうことを、
0:28:30	記載として追加すべきかというお話をされてるのか、お聞かせいただけるとありがたいんですか。規制庁皆川です。
0:28:39	ここに書いてるのは、何て言うんすかね。こうしますこうしますっていう。
0:28:44	ある意味で定性的なことが書かれていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	多分その定性的な中には、それを実施に向けて、こういう枠組みの中で、具体的にこういうことをやってきます。
0:28:57	ていうところまで多分事業者の中では分ブレイクダウンして考えてるんだと思うんですよね。
0:29:03	それをどこまで書くかっていうのは、当然あるんですけども、
0:29:08	こういう枠組みを構築して、この枠組みの中で、こういうふうにやってきますっていうところを具体的に説明してもらった方がいいかなっていう趣旨です。
0:29:22	今水中で、タケシタです。リスク1の対応として
0:29:28	単発でこんなことをやるというところでなくて例えば167106条全体のスキームの中で、こことこことここを押さえると言ったことによって、
0:29:40	先ほど鈴木が言った表現を使うと頭でっかちにならないようにといったような対応を、
0:29:48	試みているとか、そういったようなところ。
0:29:52	記載であるべきじゃないかと、そういったご趣旨でしょうか。規制庁野中です説明としてはそうそういうふうに、具体的な
0:30:01	スキームだったりとかっていうのをういて説明すべきかなあと、私としては思ってますと。
0:30:10	ちょっと106条を例に出しちゃいましたけど、106条の中のスキーム以外でも、事業者で、こういうスキームの中で、こうやりますっていうのが、具体的に決まってるのであれば、
0:30:24	当然そういう説明もしていただいといるところなんだと思うんですけど。
0:30:30	今、この資料を見て、
0:30:35	これは何て言うんすかね。
0:30:37	率直な感想になっちゃうんですけど、ちょっと定性的すぎるかなと思っていて、
0:30:48	メリットがあって変えるっていうのは当然そうなんだと思うんですけど。
0:30:53	一方この3ページで書かれてるように、綿Cも気にしているのは、
0:30:59	リスク一位の2行目のところですよ。
0:31:03	設計等調達と補修業務の設備管理を一貫通貫でこれまで担当してきましたと。
0:31:11	当然その業務料とかそういうのは、大変なんだと思うんですけど、
0:31:19	そういうスキームを取ったからこそ、途中でも言いましたけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:25	多分その設計の経験を、
0:31:28	保全、実際の現場での保全、
0:31:31	の業務に生かしたり、磯野保全での経験を設計にフィードバックしたり っているのが、
0:31:39	多分やりやすいようなスキームになってたのかな。
0:31:44	というのが
0:31:45	一般的に思うところなんですけど、それを、
0:31:50	設計と、
0:31:52	保全っていうの2課を分け、
0:31:55	で、業務の量を、業務量を減らしますと。
0:32:01	減らす一方で、やっぱり今まで一貫通貫で見てたところっていうところ の、何ていうんすかね。このフィードバックの関係が設計と保全のフィ ードバックの関係が、
0:32:11	うまくいかなくなる可能性があるんじゃないかっていうのは、ある意味 誰しも思うのかなあとちょっと思っていて、
0:32:20	そこの部分多分それは事業者も、この組織改正を検討する中で、多分そ うい議論をたくさんなされていて、それをできるだけなんていうんす かね、従前通り、
0:32:33	上手く設計と保全の関係を、このフィードバックし合えるように、
0:32:38	いろいろ工夫がなされるものだと思っているんですけど、それをその定 性的に説明するんじゃなくて、できるだけその具体的な枠組みなり、
0:32:50	そういう中で説明し尽くして欲しいなあと思っているんですけども。
0:32:56	趣旨はご理解いただけましたでしょうか。
0:33:03	中部電力浜岡の進藤です。
0:33:06	そうしますと、我々、組織変更した。
0:33:13	するんですけども、業務の流れというか、そこは変えないです。
0:33:22	今おっしゃられたように、1人で全部やればフィードバックしやすい っていうのは、確かにその通りかもしれませんが、基本的には例えば、点 検の結果を報告書に、
0:33:35	落として、
0:33:37	この報告書に基づいて次の設計をしていくっていうような、
0:33:42	そういった流れは変わらないので、そこを担保して何かっていうと、い ろんな手引き類、指針類だと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:54	そうすると、今ご指摘いただいたような形で、ここを記載するんだとすれば、手引きに落としてる。一言で言うと、手引きに落としてるから大丈夫です。
0:34:06	ということにしかなくて。でもただ、
0:34:11	そのままでいってしまうと、現場感とか、設計の考え方っていうのが、伝わりにくくなってしま先ほど木野鈴木が言ったような、
0:34:24	形になるんで、プラスアルファでこういうことをしていきましようっていう形のものを、今、ちょっと記載している次第です。
0:34:32	ちょっと繰り返しになりますけれども、ご質問の対応と数字と多分手引きでしっかり記載、規定してですね、業務の違い、それで業務を知らず、実施します。
0:34:47	という、
0:34:49	ところを記載するのが一番ご理解し、していただきやすいかなと感じたのですが、そういう方向でもよろしいでしょうか。合ってますでしょうか。
0:35:00	規制庁皆川です。
0:35:03	今のあれですかね。だから、手引きっておっしゃってるのは、
0:35:09	業務の流れ自体、
0:35:13	当然その設計から保全のその流れにおいて、それぞれ、
0:35:19	こういうやり方でやってきますっていうところは、手引きに定められているので、そこが、その保全と、
0:35:30	設計と部署が仮に分かれたとしても、
0:35:35	そのスキームに則ってやっていくこと自体は変わらないので、
0:35:42	ということをおっしゃってるっていうこと。
0:35:45	理解したんですけど。
0:35:47	それで合ってますか。
0:35:50	地シンドウです。その通りでその旨を発言をしました。
0:35:55	規制庁皆川です。わかりました。その上でなんですけど、
0:36:01	そういう意味ではここに書かれているそのプラスアルファっていうところなのかもしれないんですけど、当然その手引きっていうのは定められていて多分それ、それ、
0:36:11	その手引きに則って、設計なり、
0:36:16	保全なりっていう、それはその設計とか保全にもかかわらず業務っていう手引きに則って流れていくもんだと思うんですけど。
0:36:27	多分それぞれの実施Cの時の、何て言うんですかねその質だったり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:35	ていうのが、その設計と、
0:36:39	保全っていうのを分けた場合と、一つの課でやっていた場合、
0:36:45	その質っていう意味ではどうなの。
0:36:49	ていうところまで踏み込んで説明してもらってというイメージかなと思うんですけど。
0:36:55	そうすると、多分その質っていうのはこういう工夫をしたことによってという挙協の3ページの、
0:37:02	ところに繋がっていくと思うんですけど、そこを少し具体的に説明してもらってという、そういうことなのかなあと今思ったんですけど、聞いていて、
0:37:12	いかがでしょうか。
0:37:15	山脇です。少しちょっと
0:37:19	整理してできてません私自身が少し混乱してしまっていますので、ちょっと議論をさせていただきたいんですが、まず、もともとここが私書きましたのはリスク1としてそれぞれ個人の
0:37:34	文書に書いてありますけれども力量として、そういう広範な知識を得ることが難しくなるんだというお話を書きました。ここにつきましては宮川さんがおっしゃった質というところにも影響してるかもしれません。
0:37:46	一方、何とか研究されていた方、組織を分けることによって、いろいろちゃんと業務が流れるのかとか、停滞しないのかといったことにつきましてはリスクの2の方にですね、部署間の業務調整が連絡の増加による増加による遅れと。
0:38:03	ということが発生するんじゃないかと。当然前提として、基礎闘牛業務ワーキング手引きに戻すし帳票もそろえるS I M M E Rならインフラもされるんですけど、何かこういうことが起きるんじゃないかということで、リスク2として、をいう組織わかることで送れるのではないかと。
0:38:21	いうところを、二つのリスク、力量と、組織間のインターフェースというところでリスクとして整理いたしました。前回コメントが出まして資料の1-1にてですね、
0:38:33	その中で設計管理はこうやって分かれて、プロセスごとにですね、
0:38:40	P D Fの47分の24、
0:38:45	このような形にプロセスごとに組織がわかりかつ安全システム管理課が進捗を監視するよといったところで、二つのリスクとも、それから、対応について力量という観点と組織のインターフェースという観点から、
0:39:03	整理をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:06	ということでちょっと、
0:39:09	支店の実習があって、具体的にちょっとずつ何が効果聞かれていないのかというのが、私自身はちょっと、少しちょっと混乱してしまってるところがありまして、まず、個人の力量という観点でこう書き足りない部分がいよいよそうじゃなくて、
0:39:28	正式に近い、組織間の仕事の必要だし、みたいなところで、リスクがあるべきところを事業者が認知できてないか、書ききれてないのか、どちらを捉えればよろしいでしょうか。ちょっとピントがずれた質問したら申し訳ございません。
0:39:43	規制庁皆川です。今やりとりの中で、手引きっていう話がちょっと出ちゃったので、ちょっとそのリスク1の中で、手引きっていう話が出たので、少し混乱が生じたかもしれないんですけど、今おっしゃっていただいた通り多分その、
0:40:00	これ私の認識ですけど、なんすかね。
0:40:04	日間みたいなそれぞれの業務の橋渡しの話っていうのは多分今、
0:40:10	リスクにまとめられていて、
0:40:13	てことだと理解をしましたと。
0:40:18	それはそれでわかりましたってことなんですけど、リスク1のところは、資質、やっぱり膝痛っていう意味で、その業務、それぞれの質っていう意味で、
0:40:30	薄一つの下で、当然これは1人でやることじゃないってのは当然わかってるんですけど、
0:40:38	設計から保全まで一貫通でやっていたことが、その設計と保全を分けることによって、それぞれの
0:40:47	設計業務の質、保全業務の質っていうところが、低下が懸念されるんじゃないかっていうことに対して、
0:40:56	多分事業者としてはいよいよそうじゃなくて、こういうスキームいろいろ考えていて、その中で、こういうことをやることによって、
0:41:07	そういう低下を妨げるんです。
0:41:10	ていうところを、
0:41:11	具体的に説明して欲しいなっていうふうに思っていますと、今リスク一位2、書いてあるのは当然理解はしてるんですけど、
0:41:22	ちょっと手定性的過ぎすぎるなってちょっと思ってて、基本的に現場確認だったり、現場をクダウンをやりましてことだったりだと思ってるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:35	なんかも、もう少し具体的に、こういう枠組みの中で、こういうふう 実施をすることによって、
0:41:42	こういうリスクは低減、
0:41:45	するように努めますというような、
0:41:48	具体的な説明をしていただきたいなと思ってるんですけど。
0:41:53	イメージは松沢さん。
0:41:55	宮沢ミヤモトさんどうぞ。
0:41:57	原子力規制庁の宮本です少しちょっと別の言い方だけしてちょっと私が 私の話と皆川のイメージが合ってればいいんだけど、
0:42:08	ちゃんと多分具体的に多分今言った方がいいかなと思うのは、例えば3 ページのこのリスクに対してエネルギーエンジニアリングの要因による 系統性の確認等の現場確認っていうところは、多分記載されてるんだと 思うんですよ。内容については先ほど言われたように、
0:42:26	ここで言ってるちょっと系統性の確認ってのは私具体的にさっき言われ たので、定期事業者検査での最終的な性能確認なのか、使用前事業者検 査でや行う今使用前検査弱小事業者にあるねシェア歩合確認で行う。
0:42:43	系統系性能確認試験なのか、もしくはさっきちょっと言いかけたのは
0:42:53	いい加減言いかけられたと思うんだけど状態監視保全だと。
0:42:58	サーベランスのときに行う
0:43:01	営業店干渉税の中の確認っていうのが多分そのエンジニア自分じゃなく て保守部でやられる作業要はその行為業務に対して、
0:43:11	N Lエンジニアリング部の要員が、
0:43:15	同行するっていうのが、立ち会うというのかがよくわからないんですけ ど、そういうイメージでのここの記載になってるっていうことですか ね。
0:43:28	はい。中部電力鈴木です。イメージはこの通りです。
0:43:32	一つだけ、定期事業者検査に関しましては、
0:43:35	機能性能確認するような系統レベルのものは、安全系と管理課、あと 部、
0:43:43	会員検査というか、材料9、
0:43:46	P Dとかそういったことについては固執管理課でやるというふうに整理 をしています。それから9というところではないのでそこだけはちょっ と、
0:43:54	言わせてもらいました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	イメージとしてはおっしゃられた通りです。んであればねこの記載の仕方っていうことは、えんじ切りの要員が行う。いや要はその
0:44:08	系統性の確認の主語がないので、少しちょっとわかりにくいんですけど、今言われたように補修部なのかもしれないもしくはその安全系とかなのかわからないんですけど、実施するそういう行為に対して、
0:44:21	その事業者事業者での補修分の妥当性の判断の中に、エンディングの要因も
0:44:29	立ち会うんであればそこは明確に書いた方がいいでしょうと。
0:44:33	それが具体的な内容になると思うんですよね要は、どういう見方で補修部が補修部なのかすみません、管轄が違ったら申し訳ないんだけど、補修部なのか、どこがその性能確認の妥当性を判断するときに、
0:44:47	本来設計していたエンジニアリング部が、内容の確認を同行して確認する行為をやりましていうんであればそこが正しく具体的な内容になって、
0:45:00	エネルギー部分の要員のその力量の確保において、現場確認に随行させてその妥当性の判断までの確認を、同じ目線というか
0:45:12	立ち会うっていう立ち合いって言い方がちょっと正しいかどうかわかんないんですけど、そういうふう考えてるんであればそれを明確にここは書いた方がいいんじゃないかなという。
0:45:22	うので具体的なイメージわかるでしょうか。
0:45:26	電力。
0:45:27	中電の浜岡竹下です。ありがとうございます。私なりの理解でいいますと徒歩今週のエンジニアの中でそれぞれ業務を分担しているそれぞれの業務の枠組みという中で、それぞれ、その中で、
0:45:41	ここに書いてある行為がどういうふうに関わっているのかそれを具体的に示しなさいと、そういうし、指示という、コメントだと、いうふうに理解いたしました。
0:45:52	規制庁の間瀬そうですね。なので今皆川が言ったような話っていうのはその、その次のうち記載もそうなんですけど、例えば機器設計における波及的影響の再現確認とウォークダウンによるっていう書かれてるんだけど、
0:46:06	これエンジニアリング部が機械設計も波及的影響の検討の際に、例えば、その補修部品なのかその管轄発電部位なのかわかんないけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:16	一緒に回るのかその辺はちょっと事業者の具体的な中身になるのでわかりませんが、そこで要は現場確認を、例えばその設計の部分、視点だけじゃなくて、
0:46:29	要は補修部の支店なり何なりでも含めてウォークダウンを実施するんであればここは具体的にそういう中身を書いてもらうっていう、イメージになると思うんですよ。で、その下もそうで、例えば保修部の要員の保全の有効性においては、
0:46:42	機器、設備機器の構造に基づいて検定する業務を行い、機械議事するんだけど、これ、これもやっぱり具体的にこうをウワツて、こう説明していただいた方がよくて、
0:46:55	本来事業者がどういうふうなスキームの中でこういう内容をどういうふうに検討してどういうふうに具体的な内容を確認するかっていうのを、
0:47:06	これ力量管理のところなのでそこは、具体的に書いて説明していただければという意味なんですけど、そこはイメージつくでしょうか。
0:47:19	中部電力鈴木です。はいもう少しわかりやすくイメージしやすくなるようにということで理解しましたので、こちらの方で、
0:47:28	また考えさせていただきます。
0:47:31	規制庁の宮尾ですよろしくお願ひ見ながらそういうイメージでいいですかね。皆川です。宮尾さんすみませんありがとうございます。ちょっと私が言葉足らずで申し訳なかったんですけど。
0:47:41	事業者に伝えたかったのは今宮本さんからおっしゃっていただいたようなここに書いてある定性的な説明を、より具体的な説明にして欲しいってそのことなので、
0:47:54	今まさしくおっしゃっていただいた通りのことを私も伝えたかったというだけです。すいません言葉足らずで申し訳ないです。
0:48:07	はい。はい私の方は以上ですはいじゃあ次進めてもらっていいですよ。はい。はい、じゃあ、
0:48:15	ここまで他何かありますか。
0:48:18	大丈夫ですかね。
0:48:20	はい、じゃあ引き続き事業者の方から説明をお願いします。
0:48:28	中電力の須藤が10日です。それでは、続きまして、ナンバー33についてに務めさせていただきます。
0:48:36	No.33につきましては、組織改定前後の担当部署の変更について、設計変更プロセスを例として説明することです。そこにつきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:48	添付資料1-1として、追加でご用意をいただきます。
0:48:55	うちのNPDですね、3-3枚目としてご用意してございます。そちらにつきましては、これまでのヒアリングの中でご説明させていただいておりました設計変更のプロセスを例に挙げたもの。
0:49:08	つきまして、こちらの資料にも再掲をさせていただきます。
0:49:12	こちらについては、説明以上でございます。
0:49:16	これについて確認等ございますでしょうか。
0:49:19	規制庁ミナカワさんの本件追加してもらっただけなので特段、確認はないです。
0:49:26	はい。ありがとうございます。では続きまして、3番34につきましてご説明させていただきます。34につきましてはですね、資料のうちの別添においてですね、
0:49:38	負担論に関する所長業務運営について部隊の所長がわかるように説明することとございます。そちらについては、ステップ資料1-3の別添4ページ及び5ページにおきまして、
0:49:52	4ページは、変更前、この補修がトルコの飯野で今も技術、
0:49:57	5ページにつきましては変更後について、補修の方は黄色でございますが、分流に渡る部分地権者緑で協議をしてございますその二部の方ですね、明確に整理の方を図っていただきましたし、
0:50:11	事業者からの説明は以上になります。
0:50:14	はい説明ありがとうございます今のところも、補修部とエンジニアリング部で施設管理の、
0:50:22	担当について組織改正前と、組織改正後で、よりわかりやすくなったかなと思いますので、特段コメントはないです。
0:50:35	はい。中部電力もちょっとお話ありがとうございます。それでは本日ご用意している資料としては以上になります。
0:50:43	はい、規制庁の中ですいませんちょっと1点、
0:50:48	教えていただきたいところがあつてですね。
0:50:51	今日の資料①の、
0:50:56	24番ですかね。4分の3ページNo.24、No.24なんですけど、
0:51:04	組織改定後の各条文の行為者についてどのような考え方に則って業務移管をしたのか説明することであつて、
0:51:11	すいませんこれ説明するにされてて、ちょっと私が聞き逃してるだけかもしれないんですけど、
0:51:20	ちょっと教えていただきたかったのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	何で見たらいいのかあれなんですけど、申請書でいうと、
0:51:33	比較表になりますけど、
0:51:36	申請書のう。
0:51:39	54分の、
0:51:42	50ページですかね100条の放射線計測器類の管理のところなんですけど、
0:51:51	もともとホールボディカウンターとか、
0:51:58	サーベイんさびじゃねえや、体表面モニター。
0:52:03	とか、
0:52:06	これまで放射線管理課が、
0:52:10	主、所管してた。
0:52:13	計測器について、
0:52:15	幾つか、その電気保修課長にもこうも持たせているもの、所管を移した もの。
0:52:21	があると思うんですけど、電気保修課長、新居その所管を移した。
0:52:27	考え方っていうのを、
0:52:30	ちょっともう一度教えていただきたくてですねすみません、前回のヒア リングとかで説明があったかもしれないんですけど、
0:52:36	よろしくお願いします。
0:52:46	はい、市長本部本店もマツオカです。
0:52:52	えっとですね、そちらにつきましては、本日の資料、
0:52:57	そうですね、17ページ。
0:53:01	をご覧ください。
0:53:07	57ページですね、2.2.5、放射線系管理のうちモニタリングポストの設 備管理の移管等の変更というところがございます。
0:53:17	ここで挙げているモニタリングポスト等というのが、100条というところの、モニタリングポストですとか、プールボディカウンターですとか、市長。
0:53:30	体表面モニター等でございます。
0:53:33	これらですね、用紙掲出及び作業効率を向上する観点から保守、それは ですね、放射線管理に使う。
0:53:42	それに対する保守業務っていうのを、これもですね、保修部に集約する という方針のご紹介いただいまでやっておりました問題とその設備管理 っていうのを、保守点検に係る連携を社長にする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:54	それとありまして 100 条に記載でございます。それが設備について、電気保修課長。
0:54:00	が、管理するというふうに変更してございます。
0:54:06	以上です。
0:54:07	規制庁皆川です今のところが記載されているのはちょっとわかったんですけど、ちょっと教えてほしかったのは、例えばなんですけど、
0:54:15	100 条で、ホールボディカウンターは電気保修課長に書簡を移行するけど、電子式線量計は、放射線管理課長のままですとか、
0:54:28	サーベイメーターは放射線管理課長の儘田けど、体表面モニターは、電気保修課長に移行しますっていうふうに見たときに、
0:54:39	何で例えばそのホールボディカウンターだけとか、体表面モニターだけ電気保修課長に移行するのかっていう理由がちょっとわかんなかったのので、そこをちょっと教えていただきたい。
0:54:51	ていう、そういう趣旨なんですけど。
0:54:54	中部電力浜野スズキです。
0:54:59	こちらの仕分けの考え方としては、やっぱり大きなこととしては、定置式の設備、
0:55:06	に資するものっていったものが、
0:55:10	ホールボディカウンターであつたり、体表面モニターでありますので、
0:55:14	そちらの方を、その大物の点検を得意なところ電気保修課というものに、
0:55:21	感じております。その他のものは測定器だったらもう取り外し方の方でそのままメーカーに送ったりとかですね。
0:55:29	河野知子物の中の数もの管理ですので、運用と一体にして管理した方が良いですので、そういった観点から仕分けをして、このような、
0:55:40	形整備結果となっております。
0:55:43	規制庁ミナカワあ、わかりました了解しました。
0:55:47	今説明で非常にちょっとイメージが沸いたので、17 ページなんですけど、2、2.2. 5。
0:56:01	多分それを 1 として書かれたんだと思うんですけど、少し今の、何て言うんすか定置式のもの、簡単に確認できるもの。
0:56:13	ですかね、何かそういうふうな仕分けによって電気保修課長とか、
0:56:19	あと放射線管理課のままのものとか、何かそこら辺の考え方を今説明されたと思うので、
0:56:26	少しその今の回答の意図をここに記載いただいてもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	中部電力の松岡です。衛藤米田先生。承知いたしました。これはですね、いつもの説明をさせていただいておりますので、先ほどの方がございましたので、提示されてるもの。
0:56:49	ていうのを、こちらに集約するっていう言い方で、追記ができるかと思えます。あわせて、放射線管理前にこういうものは残るというのを、この考え方で記載した方がよろしいでしょうか。
0:57:02	規制庁皆川です。それはお任せします基本的に移すものの考え方を書かれていればそれ以外のものは残るんだなっていうのもわかると思うので、この書き方はお任せします。
0:57:16	長時間マツオカ承知いたしました。
0:57:20	規制庁宮尾ですけどみなさん、いいですか。宮本さんどうぞ。
0:57:25	今のところちょっと私、もし間違ってたならあれなんですけど、
0:57:30	保全計画に基づいて管理するものは電気保修課に行って、先ほど言った資機材の用意資機材って言い方になってるのかちょっと整理を忘れたんだけど、そういうものは放射線管理課に残るっていう認識ではなかったんでしたっけ。
0:57:52	中部電力森山です。大きな括りとしての考え方はそうなんですけども、それに加えて、現場で設置されてるような分解点検を必要とするようなものにつきましては一括して、
0:58:05	電気国集荷の方に移管しようということで今現状整理しています。総括の各号ものを取りかえるだけとかですねそういうものについては、運用側でということで、
0:58:16	放射線管理の方に今、現状整理しているというものでございまして、結果とすると保全の対象範囲が電柱下の方になるっていうことは事実ではあります。
0:58:27	考え方としては現場に設置されているものは設備としては、電気保修課の人間が営業するという整理をしているということでございます。以上です。
0:58:39	中部電力。
0:58:41	浜川別所です。申し訳ない行く前の議論をちょっとお付けしてたんですけど、あの考え方につきましてはですね17ページのところでマツオカ説明いたしました、報告13ページの対応2のところの代行にも書いてありますので、指示があった

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	罹患するものの考え方、いつ記載の反映箇所につきましては、ちょっとこちらの方で精査の上、決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:59:06	規制庁宮尾ですけど。すいませんちょっと私の言い方良くなかったのかちょっと。
0:59:11	電気保修課に行くものは、設備、
0:59:16	して、
0:59:18	放射線管理課に残るものは資機材っていう、は、それそこは明確になってないんですけど。そこまで言い切れないんですけど。
0:59:31	この見切れない。
0:59:33	というか、代表名簿団体なものは、必ずしも設備と、原子炉施設の設備というよりもこの放射線の資機材、放射線計測器類、この100条に、
0:59:46	整理されている通りですので、
0:59:49	中田宗ミヤモトさんの方、
0:59:51	おっしゃられたような綺麗に設備か設備じゃないかという言い方は少し違うかなと思っております。
0:59:58	規制庁の美馬さん。わかりましたはい了解です。私からは以上です。
1:00:04	規制庁ミナカワです。私からも以上です。他に何か確認とありますか。
1:00:12	よろしいですかね。
1:00:14	はい。事業者からの、本日の説明は以上でしょうか。
1:00:22	市長名簿のマツオカです。本日説明は以上になります。
1:00:27	はい、了解しました。数、それでは事業者から何か確認等ありますか。よろしいですか。
1:00:38	柴山本店マツオカ須藤県からは確認事項ございません。その他いかがでしょうか。
1:00:45	浜岡もございます。
1:00:49	はい、了解しました。それでは浜岡原子力発電所の保安規定変更認可申請書、
1:00:57	にかかると審査、ヒアリングを終了したいと思いますお疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。